総点検に当たって整理すべき事項

（文部科学省）

１．監督権限に基づき実施している具体的取組

文部科学省においては、「文部科学大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する事務処理要綱」、「文部科学大臣の所管に属する公益法人の業務等の実地検査要領」を定め、文部科学大臣の所管に属する公益法人の業務及び財産の状況について、適切に指導監督を行うこととしている。

今回の総点検に当たっては、点検すべき４つの基本的な項目を中心とする調査を所管法人に対して行うことにより、本総点検の趣旨に添った各法人の実態の把握と評価を行った。

２．点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準

	対象
（１）民業圧迫・ユーザー利益の阻害	1948 法人
① 指導監督上の収益事業が総収入額の２分の１を超えているかどうか	
② 法人への委託、推薦など民業圧迫等の指摘がなされていないかどうか	
（評価基準）①：○・・・２分の１を超えていない法人、×・・・２分の１を超えている法人	
△・・・×のうち特段の事情が認められる場合	
②：各法人及び各担当課の得ている情報に基づき総合的に判断した結果	△ 87
○・・・法人への委託、推薦など民業圧迫等の弊害、指摘が特に認められない	× 6
×・・・法人への委託、推薦など民業圧迫等の弊害が認められる	
△・・・法人への委託、推薦など民業圧迫等の指摘がなされている	
上記①，②の基準について、一つでも×があれば、この「民業圧迫・ユーザー利益の阻害」という点については×。×がなく△がある場合は、総合評価は△。	
（２）目的と活動との整合・適切な情報公開	
③ 定款・寄附行為上の目的に整合しない事業があるかどうか	
④ 事業内容が定款・寄附行為上不明確な事業があるかどうか	(目的)
⑤ 管理費が総支出額の２分の１を超えているかどうか	△ 21
（評価基準）③、④：○・・・事業が目的に整合する（事業内容が明確である）場合	× 37
×・・・事業が目的に整合しない(事業内容が不明確である)場合	
△・・・×のうち特段の事情が認められる場合	
③：○・・・２分の１を超えていない法人	
×・・・２分の１を超えている法人	
△・・・×のうち特段の事情が認められる場合	
上記③～⑤の基準について、一つでも×があれば、この「目的と活動の整合」という点については×。×がなく△がある場合は、総合評価は△。	(公開) △ 2
⑥ 業務及び財務等に関する資料（１０種類）を公開しているかどうか	× 35
（評価基準）⑥：○・・・公開が適切になされている場合	
×・・・公開に不備がある場合	
△・・・公開に不備があったが改善された場合	
（３）高額な役員報酬・退職金	
⑦ ある役員の報酬が２０００万円を超えるか否か	
⑧ ある役員の退職金が５０００万円を超えるか否か	
（評価基準）⑦，⑧：○・・・２０００万円（５０００万円）を超えない場合	△ 27
△・・・２０００万円（５０００万円）を超える場合	× 7
×・・・△のうち不適切であると判断される場合	
上記⑦及び⑧の基準について、一つでも×があれば、この「高額な役員報酬及び退職金」という項目については×。×がなく△がある場合には△。	
（４）委託先・発注先選定の公正性	
⑨ 契約額１千万円以上、連続契約年数５年以上の随意契約をしており、かつ、当該委託先等と一定の縁故、株式所有など特別な関係がある場合	
⑩ 連続契約年数２０年以上随意契約している場合	△ 60
（評価基準）⑨，⑩：○・・・基準に抵触しない場合、×・・・基準に抵触する場合	× 16
△・・・×のうち特段の事情が認められる場合	
上記⑨及び⑩の基準について、一つでも×があれば、この「委託先・発注先選定の公正性」という項目については×。	
（５）その他	
⑪ 財団法人で、評議員制度がない場合	
⑫ 資産額１００億円以上の法人において、公認会計士又は監査法人が会計検査に関与していない場合	
⑬ 総収入額１００万円未満の場合	
⑭ その他問題点等が指摘されている場合	
（評価基準）⑪：基準に抵触する場合は一律×	
⑫：○・・・公認会計士又は監査法人が会計検査に関与している場合	△ 37
×・・・公認会計士又は監査法人が会計検査に関与していない場合	× 51
△・・・×のうち税理士、有能な監事等が関与している場合	
⑬：×・・・基準に抵触する場合	
○，△・・・×のうち特段の事情が認められる場合	
⑭：問題点等の状況に応じて○、×、△	
上記⑪～⑭の基準について、一つでも×があれば、この「その他」という項目については総合評価×。×がなく△がある場合は総合評価は△。	